

議案第63号

日野町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の
一部改正について

日野町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を別紙
のとおり改正する。

令和2年11月30日提出

日野町長 塔 田 淳 一

日野町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の改正
が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

人事院が行った給与勧告に基づき所要の改正を行う。

2 改正内容

期末手当の支給月数の引き下げ

支給月数を0.05月引き下げ（現行3.40月⇒改正3.35月）

3 附則

・公布の日から施行する。

・特例措置

期末手当について、令和2年12月の期末手当の支給月数については1.65月とし、通年で0.05月分の引き下げとなるよう調整する。

(参考)

		6月期	12月期
令和2年度 期末手当	町長、副町長、 教育長	1.700月（支給済み）	1.650月（現行1.700月）
令和3年度 期末手当	町長、副町長、 教育長	1.675月	1.675月

日野町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

日野町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（平成19年日野町条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 特別職の職員の期末手当の額は、給料月額100分の120に相当する額に日野町職員の給与に関する条例(昭和48年日野町条例第6号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により算定した額とする。ただし、同条例第19条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 特別職の職員の期末手当の額は、給料月額100分の120に相当する額に日野町職員の給与に関する条例(昭和48年日野町条例第6号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により算定した額とする。ただし、同条例第19条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(期末手当に関する特例措置)
- 2 令和2年12月に支給する勤勉手当については、改正後の条例第4条「100分の167.5」とあるのは「100分の165」とする。